

愛媛県日本拳法連盟 会費規程

第1条（目的）

本規程は、愛媛県日本拳法連盟規約第8条及び第9条の規定に基づき、愛媛県日本拳法連盟（以下「本連盟」という。）における登録費、年会費その他会費の納入及び管理について必要な事項を定めるものとする。

第2章 登録費及び会費

第2条（会費区分）

本連盟の会費区分は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体登録費
- (2) 団体会員年会費
- (3) 個人会員年会費
- (4) その他理事会が必要と認めた費用

第3条（金額）

登録費及び年会費の額は、別に定める。

第4条（納入義務）

加盟団体は加盟団体登録費を、団体会員及び個人会員はそれぞれ所定の年会費を納入しなければならない。

2 名誉会員及び賛助会員の会費その他取扱いについては、別に定める。

第5条（納入期限）

登録費及び年会費は、登録又は登録更新時に納入するものとし、原則として4月末日までに納入しなければならない。

2 年度途中で登録した場合は、登録時に納入するものとする。

第6条（納入方法）

登録費及び年会費は、次の方法により納入するものとする。

- (1) 本連盟指定口座への振込
- (2) 加盟団体を通じた納入
- (3) 理事会が認めたその他の方法

第7条（団体会員の納入）

加盟団体は、所属する団体会員分を取りまとめ、一括して納入するものとする。

第8条（未納者の取扱い）

登録費又は年会費を期限までに納入しない者については、登録を保留し、又は会員資格を停止することができる。

2 長期間にわたり未納が継続した場合は、理事会の決議により登録を取り消すことができる。

第9条（返還）

既納の登録費及び年会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

第10条（減免）

本連盟は、特別の事情があると認める場合は、理事会の決議により登録費又は年会費を減額又は免除することができる。

第11条（休会時の取扱い）

休会中の登録費及び年会費の取扱いについては、別に定める。

第3章 雑則

第12条（委任）

本規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。